

（別添 1）二次補正用（医療）

契約書例

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和 2 年 6 月 16 日医政発 0616 第 1 号、健発 0616 第 5 号、薬生発 0616 第 2 号）の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）に基づく（17）新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金事業（以下、「慰労金」という。）、（19）医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業（以下、「支援金」という。）の申請受付及び支払に関連した事務に関し、●●県（以下「甲」という。）と●●県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第 1 条 甲は慰労金及び支援金の申請受付及び支払に関連した事務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- 2 前項に定める事務は、実施要綱 3（17）及び（19）による慰労金及び支援金の申請受付及び支払とし、甲が医療機関・薬局等（以下、「医療機関等」という。）に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務については、含まれないものとする。

（迅速かつ適正な事務処理）

第 2 条 乙は、甲から前条の規定による事務の委託を受けたときは、迅速かつ適正に慰労金及び支援金の申請受付及び支払に関連した事務を行うものとする。

（委託料及び支払方法）

第 3 条 慰労金及び支援金の申請受付及び支払に関連した事務の委託料は、金●●円（うち消費税及び地方消費税額●●円）の範囲内でこの委託業務の実施に要した経費（人件費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、委託費、一般管理費、消費税及び地方消費税）の合計額とする。

- 2 乙は、前項の委託料について、毎月●●日までに、様式○の～～により、甲に請求するものとし、甲は、毎月●●日までに、その額を、乙に支払うものとする。

（委託期間）

第4条 この契約の委託期間は、令和2年●●月●●日（契約の開始日）から令和3年3月31日までとする。

（業務の内容 申請受付）

第5条 乙は、毎月末日までに、医療機関等からの送信又は磁気媒体若しくは書類の郵送により、～の様式による申請書（以下単に「申請書」という。）を受け付ける。

2 乙は、申請に係る情報のうち、甲の支払決定に必要なものを抽出し、支払可の医療機関等（申請書様式●）と支払不可の医療機関等に分類した一覧を作成する。

3 乙は、前項の一覧、申請書及び支払不可医療機関等の情報を、申請を受けた月の翌月の●日までに甲に送付しなければならない。

（業務の内容 支援金及び慰労金の払込）

第6条 甲は、前条の一覧、申請書及び支払不可医療機関等の情報の送付を受けたときは、速やかに支払決定に係る審査を行うとともに交付額を決定し、その結果を、毎月●日までに、申請を行った医療機関等に送付する。

2 甲は、前項の決定の後、乙に対し、同月●日までに支払決定医療機関等及び交付額の一覧を送付したうえで、同月●日までに交付額の合計額を支払うものとする。

（業務の内容 医療機関等への支払）

第7条 乙は、前条の一覧の送付及び支払を受けたときは、速やかに、当該一覧に従い、一覧に掲載された医療機関等に支払通知書を郵送するとともに、第5条の受付の翌月の●日までに入金されるよう、金融機関に医療機関等宛ての支払指示を行う。

（業務の内容 支援金及び慰労金の払込の報告）

第8条 乙は、前条の支払を行った月の翌月の●日までに、支払を行った月の医療機関等毎の支払額を、甲に報告する。

（契約保証金）

第9条 甲は、乙の契約保証金については、免除する。

（再委託）

第10条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる際は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(業務の報告)

第 1 1 条 甲は、必要があると認めるときに、乙の関係帳簿を閲覧し、又は乙に必要な説明を求め、若しくは報告を求めることができるものとする。

(契約の解除)

第 1 2 条 この契約において、当事者のいずれか一方がこの契約による義務を履行しないため、その業務の遂行に著しい支障を来し、又は来すおそれがあると認めるときは、対応する相手方は、●か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとする。

(業務の遂行)

第 1 3 条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

(個人情報の保護)

第 1 4 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「〇〇（都道府県ごとの個人情報規定を添付）」を守らなければならない。

(疑義等の解決)

第 1 5 条 この契約に定める事項に疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、決定する。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 2 年●●月●●日

甲 ●●県
代表者 ●●県知事《 名 前 》

乙 《 住 所 》
●●県国民健康保険団体連合会
代表者 理 事 長《 名 前 》

（別添２）一次補正用（介護）

契約書例

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施について」（令和２年５月１５日老発 0515 第１号厚生労働省老健局長通知）の別紙「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（以下単に「実施要綱」という。）
３（１）及び（２）の事業の支援金（以下「支援金」という。）の支払に関連した事務に関し、●●県【政令市・中核市の場合は県を市に置き換え】（以下「甲」という。）と●●県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第１条 甲は支援金の支払に関連した事務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- ２ 前項に定める事務は、実施要綱３（１）及び（２）による支援金の支払とし、甲が介護サービス事業所に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務については、含まれないものとする。

（迅速かつ適正な事務処理）

第２条 乙は、甲から前条の規定による事務の委託を受けたときは、迅速かつ適正に支援金の支払に関連した事務を行うものとする。

（委託料及び支払方法）

第３条 支援金の支払に関連した事務の委託料は、金●円（うち消費税及び地方消費税額●円）の範囲内でこの委託事務の実施に要した経費（人件費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、委託費、一般管理費、消費税及び地方消費税）の合計額とする。

- ２ 乙は、前項の委託料について、毎月●日までに、様式○の～～により、甲に請求するものとし、甲は、毎月●日までに、その額を、乙に支払うものとする。

（委託期間）

第４条 この契約の委託期間は、令和２年●●月●●日（契約の開始日）から令和３年３月３１日までとする。

(業務の内容 申請内容の確認)

第5条 甲は、介護サービス事業所・施設等（実施要綱1の介護サービス事業所及び介護施設等をいう。以下同じ。）からの申請に基づき、支援金支払決定に係る審査を行い、適切と認められるものについて申請額一覧を作成し、毎月●日までに乙に送付する。

2 乙は、前項の一覧に掲載された介護サービス事業所・施設等について、介護保険審査支払等システムによる支払可否を確認し、その結果を甲に報告する。

(業務の内容 交付決定及び支援金の払込)

第6条 甲は、前条第2項の報告を受け、介護サービス事業所・施設等に対する交付額を決定し、毎月●日までに申請を行った介護サービス事業所・施設等に送付する。

2 甲は、前項の決定の後、乙に対し、同月●日までに乙が支払いを行うべき事業所及び交付額の一覧を送付したうえで、同月●日までに交付額の合計額を支払う。

(業務の内容 介護サービス事業所・施設等への支払)

第7条 乙は、前条の一覧の送付及び支払を受けたときは、速やかに、当該一覧に従い、一覧に掲載された介護サービス事業所・施設等に支払通知書を送信又は郵送するとともに、前条の一覧を受領した月の●日までに、金融機関に当該介護サービス事業所・施設等宛ての支払指示を行う。

(業務の内容 支援金の払込の報告)

第8条 乙は、前条の支払を行った月の翌月の●日までに、介護サービス事業所・施設毎の支払額を、甲に報告するものとする。

(契約保証金)

第9条 甲は、乙の契約保証金については、免除する。

(再委託)

第10条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる際は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(業務の報告)

第11条 甲は、必要があると認めるときに、乙の関係帳簿を閲覧し、又は乙に

必要な説明を求め、若しくは報告を求めることができるものとする。

（契約の解除）

第 12 条 この契約において、当事者のいずれか一方がこの契約による義務を履行しないため、その業務の遂行に著しい支障を来し、又は来すおそれがあると認めるときは、対応する相手方は、●か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとする。

（業務の遂行）

第 13 条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

（個人情報の保護）

第 14 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「〇〇（都道府県【政令市・中核市の場合は県を市に置き換え】ごとの個人情報規定を添付）」を守らなければならない。

（疑義等の解決）

第 15 条 この契約に定める事項に疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、決定する。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 2 年●●月●●日

甲 ●●県

代表者 ●●県知事《 名 前 》

【政令市・中核市の場合は県を市に置き換え、県知事を市長に置き換え】

乙 《 住 所 》

●●県国民健康保険団体連合会

代表者 理 事 長《 名 前 》

（別添３）二次補正用（介護）

契約書例

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）の実施について」（令和２年６月１９日老発 0619 第１号厚生労働省老健局長通知）の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）３（１）①及び（３）①②の事業（以下「支援金」という。）並びに（２）の事業（以下「慰労金」という。）の申請受付及び支払に関連した事務に関し、●●県（以下「甲」という。）と●●県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第１条 甲は支援金及び慰労金の申請受付及び支払に関連した事務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

２ 前項に定める事務は、実施要綱３（１）①、（２）及び（３）による支援金及び慰労金の申請受付及び支払とし、甲が介護サービス事業所に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務については、含まれないものとする。

（迅速かつ適正な事務処理）

第２条 乙は、甲から前条の規定による事務の委託を受けたときは、迅速かつ適正に支援金及び慰労金の申請受付及び支払に関連した事務を行うものとする。

（委託料及び支払方法）

第３条 支援金及び慰労金の申請受付及び支払に関連した事務の委託料は、金●●円（うち消費税及び地方消費税額●●円）の範囲内でこの委託業務の実施に要した経費（人件費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、委託費、一般管理費、消費税及び地方消費税）の合計額とする。

２ 乙は、前項の委託料について、毎月●●日までに、様式○の～～により、甲に請求するものとし、甲は、毎月●●日までに、その額を、乙に支払うものとする。

（委託期間）

第４条 この契約の委託期間は、令和２年●●月●●日（契約の開始日）から令

和3年3月31日までとする。

（業務の内容 申請受付）

第5条 乙は、毎月末日までに、介護サービス事業所・施設等（実施要綱3（1）

①の介護サービス事業所・施設等（実施要綱3（2）ア（ア）（I）のただし書きを含む）のうち、乙が介護報酬の支払いを行うものをいう。以下同じ。）からの送信又は磁気媒体若しくは書類の郵送により、～の様式による申請書（以下単に「申請書」という。）を受け付ける。

2 乙は、申請に係る情報のうち、甲の支払決定に必要なものを抽出し、支払可の事業所（申請書様式●）と支払不可の事業所に分類した一覧を作成する。

3 乙は、前項の一覧、申請書及び支払不可事業所の情報を、申請を受けた月の翌月の●日までに甲に送付しなければならない。

（業務の内容 支援金及び慰労金の払込）

第6条 甲は、前条の一覧、申請書及び支払不可事業所の情報の送付を受けたときは、速やかに支払決定に係る審査を行うとともに交付額を決定し、その結果を、毎月●日までに、申請を行った介護サービス事業所・施設等に送付する。

2 甲は、前項の決定の後、乙に対し、同月●日までに支払決定事業所及び交付額の一覧を送付したうえで、同月●日までに交付額の合計額を支払うものとする。

（業務の内容 介護サービス事業所・施設等への支払）

第7条 乙は、前条の一覧の送付及び支払を受けたときは、速やかに、当該一覧に従い、一覧に掲載された介護サービス事業所・施設等に支払通知書を送信又は郵送するとともに、第5条の受付の翌月の●日までに入金されるよう、金融機関に当該介護サービス事業所・施設等宛ての支払指示を行う。

（業務の内容 支援金及び慰労金の払込の報告）

第8条 乙は、前条の支払を行った月の翌月の●日までに、支払を行った月の介護サービス事業所・施設毎の支払額を、甲に報告する。

（契約保証金）

第9条 甲は、乙の契約保証金については、免除する。

（再委託）

第10条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる際は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、委託業務の全部を第三者に委

託し、又は請け負わせてはならない。

(業務の報告)

第11条 甲は、必要があると認めるときに、乙の関係帳簿を閲覧し、又は乙に必要な説明を求め、若しくは報告を求めることができるものとする。

(契約の解除)

第12条 この契約において、当事者のいずれか一方がこの契約による義務を履行しないため、その業務の遂行に著しい支障を来し、又は来すおそれがあると認めるときは、対応する相手方は、●か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとする。

(業務の遂行)

第13条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「○○(都道府県ごとの個人情報規定を添付)」を守らなければならない。

(疑義等の解決)

第15条 この契約に定める事項に疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、決定する。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和2年●●月●●日

甲 ●●県
代表者 ●●県知事《 名 前 》

乙 《 住 所 》
●●県国民健康保険団体連合会
代表者 理事長《 名 前 》

（別添４）一次補正用（障害）

契約書例

「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業の実施について」（令和２年５月２９日障発 0529 第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業実施要綱」（以下単に「実施要綱」という。）３（１）及び（２）の事業の支援金（以下「支援金」という。）の支払に関連した事務に関し、●●県【政令市・中核市の場合は県を市に置き換え】（以下「甲」という。）と●●県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第１条 甲は支援金の支払に関連した事務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- ２ 前項に定める事務は、実施要綱３（１）及び（２）による支援金の支払とし、甲が障害福祉サービス等事業所・施設等（実施要綱１の障害福祉サービス等事業所及び障害者支援施設等をいう。以下同じ。）に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務については、含まれないものとする。

（迅速かつ適正な事務処理）

第２条 乙は、甲から前条の規定による事務の委託を受けたときは、迅速かつ適正に支援金の支払に関連した事務を行うものとする。

（委託料及び支払方法）

第３条 支援金の支払に関連した事務の委託料は、金●円（うち消費税及び地方消費税額●円）の範囲内でこの委託事務の実施に要した経費（人件費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、委託費、一般管理費、消費税及び地方消費税）の合計額とする。

- ２ 乙は、前項の委託料について、毎月●日までに、様式○の～～により、甲に請求するものとし、甲は、毎月●日までに、その額を、乙に支払うものとする。

（委託期間）

第４条 この契約の委託期間は、令和２年●●月●●日（契約の開始日）から令和３年３月３１日までとする。

(業務の内容 申請内容の確認)

第5条 甲は、障害福祉サービス等事業所・施設等からの申請に基づき、支援金支払決定に係る審査を行い、適切と認められるものについて申請額一覧を作成し、毎月●日までに乙に送付する。

2 乙は、前項の一覧に掲載された障害福祉サービス等事業所・施設等について、障害者総合支援給付審査支払等システムによる支払可否を確認し、その結果を甲に報告する。

(業務の内容 交付決定及び支援金の払込)

第6条 甲は、前条第2項の報告を受け、障害福祉サービス等事業所・施設等に対する交付額を決定し、毎月●日までに申請を行った障害福祉サービス等事業所・施設等に送付する。

2 甲は、前項の決定の後、乙に対し、同月●日までに乙が支払いを行うべき事業所及び交付額の一覧を送付したうえで、同月●日までに交付額の合計額を支払う。

(業務の内容 障害福祉サービス等事業所・施設等への支払)

第7条 乙は、前条の一覧の送付及び支払を受けたときは、速やかに、当該一覧に従い、一覧に掲載された障害福祉サービス等事業所・施設等に支払通知書を送信するとともに、前条の一覧を受領した月の●日までに入金されるよう、金融機関に当該障害福祉サービス等事業所・施設等宛ての支払指示を行う。

(業務の内容 支援金の払込の報告)

第8条 乙は、前条の支払を行った月の翌月の●日までに、障害福祉サービス等事業所・施設毎の額を、甲に報告するものとする。

(契約保証金)

第9条 甲は、乙の契約保証金については、免除する。

(再委託)

第10条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる際は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(業務の報告)

第11条 甲は、必要があると認めるときに、乙の関係帳簿を閲覧し、又は乙に必要な説明を求め、若しくは報告を求めることができるものとする。

(契約の解除)

第 12 条 この契約において、当事者のいずれか一方がこの契約による義務を履行しないため、その業務の遂行に著しい支障を来し、又は来すおそれがあると認めるときは、対応する相手方は、●か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとする。

(業務の遂行)

第 13 条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「〇〇（都道府県【政令市・中核市の場合は県を市に置き換え】）ごとの個人情報規定を添付）」を守らなければならない。

(疑義等の解決)

第 15 条 この契約に定める事項に疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、決定する。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 2 年●●月●●日

甲 ●●県

代表者 ●●県知事《 名 前 》

【政令市・中核市の場合は県を市に置き換え、県知事を市長に置き換え】

乙 《 住 所 》

●●県国民健康保険団体連合会

代表者 理 事 長《 名 前 》

（別添５）二次補正用（障害）

契約書例

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の実施について」（令和２年６月２５日障発０６２５第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱」（以下、「実施要綱」という。）３（１）及び（３）の事業（以下「支援金」という。）並びに（４）の事業（以下「慰労金」という。）の申請受付及び支払に関連した事務に関し、●●県（以下「甲」という。）と●●県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第１条 甲は支援金及び慰労金の申請受付及び支払に関連した事務を乙に委託し、乙は、これを受託する。

２ 前項に定める事務は、実施要綱３（１）、（３）及び（４）による支援金及び慰労金の申請受付及び支払とし、甲が障害福祉サービス施設・事業所等に直接行う支払、交付額の決定に係る審査及び支払後の精算その他の債権管理及び回収に係る事務については、含まれないものとする。

（迅速かつ適正な事務処理）

第２条 乙は、甲から前条の規定による事務の委託を受けたときは、迅速かつ適正に支援金及び慰労金の申請受付及び支払に関連した事務を行うものとする。

（委託料及び支払方法）

第３条 支援金及び慰労金の申請受付及び支払に関連した事務の委託料は、金●●円（うち消費税及び地方消費税額●●円）の範囲内でこの委託業務の実施に要した経費（人件費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、雑役務費、委託費、一般管理費、消費税及び地方消費税）の合計額とする。

２ 乙は、前項の委託料について、毎月●●日までに、様式○の～～により、甲に請求するものとし、甲は、毎月●●日までに、その額を、乙に支払うものとする。

（委託期間）

第4条 この契約の委託期間は、令和2年●●月●●日（契約の開始日）から令和3年3月31日までとする。

（業務の内容 申請受付）

第5条 乙は、毎月末日までに、障害福祉サービス施設・事業所等（実施要綱3（1）①の障害福祉サービス施設・事業所等（重度障害者包括支援事業所を含む。）のうち、乙が障害福祉サービス等報酬の支払いを行うものをいう。以下同じ。）からの送信により、～の様式による申請書（以下単に「申請書」という。）を受け付ける。

2 乙は、申請に係る情報のうち、甲の支払決定に必要なものを抽出し、支払可の事業所（申請書様式●）と支払不可の事業所に分類した一覧を作成する。

3 乙は、前項の一覧、申請書及び支払不可事業所の情報を、申請を受けた月の翌月の●日までに甲に送付しなければならない。

（業務の内容 支援金及び慰労金の払込）

第6条 甲は、前条の一覧、申請書及び支払不可事業所の情報の送付を受けたときは、速やかに支払決定に係る審査を行うとともに交付額を決定し、その結果を、毎月●日までに、申請を行った障害福祉サービス施設・事業所等に送付する。

2 甲は、前項の決定の後、乙に対し、同月●日までに支払決定事業所及び交付額の一覧を送付したうえで、同月●日までに交付額の合計額を支払うものとする。

（業務の内容 障害福祉サービス施設・事業所等への支払）

第7条 乙は、前条の一覧の送付及び支払を受けたときは、速やかに、当該一覧に従い、一覧に掲載された障害福祉サービス施設・事業所等に支払通知書を送信するとともに、第5条の受付の翌月の●日までに入金されるよう、金融機関に当該障害福祉サービス事業所・施設等宛ての支払指示を行う。

（業務の内容 支援金及び慰労金の払込の報告）

第8条 乙は、前条の支払を行った月の翌月の●日までに、支払を行った月の障害福祉サービス施設・事業所等毎の支払額を、甲に報告する。

（契約保証金）

第9条 甲は、乙の契約保証金については、免除する。

（再委託）

第10条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる際は、あ

らかじめ甲の承認を得るものとする。ただし、委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(業務の報告)

第 1 1 条 甲は、必要があると認めるときに、乙の関係帳簿を閲覧し、又は乙に必要な説明を求め、若しくは報告を求めることができるものとする。

(契約の解除)

第 1 2 条 この契約において、当事者のいずれか一方がこの契約による義務を履行しないため、その業務の遂行に著しい支障を来し、又は来すおそれがあると認めるときは、対応する相手方は、●か月間の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとする。

(業務の遂行)

第 1 3 条 乙は、天災その他やむを得ない理由により、委託業務の遂行が困難となったときは、速やかにその旨を申し出るものとする。

(個人情報の保護)

第 1 4 条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「〇〇（都道府県ごとの個人情報規定を添付）」を守らなければならない。

(疑義等の解決)

第 1 5 条 この契約に定める事項に疑義を生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、決定する。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を所持する。

令和 2 年●●月●●日

甲 ●●県
代表者 ●●県知事《 名 前 》

乙 《 住 所 》
●●県国民健康保険団体連合会
代表者 理 事 長《 名 前 》